

国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所附属フィールドサイエンス研究企画センター規程

〔 昭 和 18 年 5 月 11 日 〕
規 則 第 59 号 制 定

改正 平成 18 年 11 月 9 日規則第 66 号
平成 27 年 3 月 12 日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 5 号
令和 5 年 1 月 19 日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所規程（以下「研究所規程」という。）第 6 条第 2 項の規定に基づき、フィールドサイエンス研究企画センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、異分野統合的なフィールドサイエンス手法の開発及び戦略的指針の構築を行うとともに、地域関連諸科学の構築を推進することを通じて、国内外におけるフィールドサイエンスの基盤形成に寄与することを目的とする。

2 センターは、前項の目的を達成するため、研究所規程第 5 条に定めるフィールドサイエンス基礎研究部門、同規程第 6 条第 1 項に定める情報資源利用研究センター、同規程第 11 条第 1 項に定める業務担当及び T U F S フィールドサイエンスコモンズと連携して、必要な研究・事業を行うものとする。

(センター長及び副センター長)

第 3 条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 所長は、アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）の教授の中から、センター長候補者を指名し、研究所教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、学長に推薦する。

4 センター長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 センターに副センター長を置く。

6 副センター長は、センター長を助け、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

7 副センター長は、センター構成員のうちから、センター長が指名する。

8 副センター長の任期は、センター長の任期を超えることはできない。

(会議)

第 4 条 センターに、同センターの重要な事項を審議するため、フィールドサイエンス研究企画センター会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) センターの構成員

3 センター長は、会議を招集し、その議長となる。

4 会議の運営その他必要な事項は、国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所会議通則の定めるところによる。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、所長が定める。

(規程の改正)

第6条 この規程の改正は、教授会の議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成18年5月11日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

2 この規程施行の際、最初に指名されるフィールドサイエンス研究企画センター長の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。